

監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書700	監査基準報告書700
財務諸表に対する意見の形成と監査報告 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第32号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び適用》 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の目的》 (省 略) 《Ⅲ 定義》 (省 略) 《Ⅳ 要求事項》 (省 略) 《Ⅴ 適用指針》 (省 略) 《8. 監査報告書》(第20項参照) (省 略)	財務諸表に対する意見の形成と監査報告 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 最終改正 2024年 9 月 26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第32号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び適用》 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の目的》 (省 略) 《Ⅲ 定義》 (省 略) 《Ⅳ 要求事項》 (省 略) 《Ⅴ 適用指針》 (省 略) 《8. 監査報告書》(第20項参照) (省 略)

改正案	現 行
《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査における監査報告書》 (省 略) 《⑭ 監査報告書日》(第 49 項参照) A67. 監査報告書日は、監査人がその日付までに気付き、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。監査報告書日の翌日以降の会計事象と取引に対する実務上の指針については、監査基準報告書560「後発事象」 <u>第10項から第17項</u> に記載されている。 なお、監査人が財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を監査報告書に付してはならないとされており、審査は、監査人が十分かつ適切な証拠を入手したかどうかを判断する一助となるため、監査報告書の日付は、関連する審査を完了した日以降とすることになる。 (省 略) A70. <u>一般に公正妥当と認められる監査の基準においては、認められた権限を持つ者が、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断し、当該財務諸表に対して責任を認めた日付は、財務諸表の公表の承認日（監基報560第 5 項(2)参照）となる。また、財務諸表の公表を予定しない場合や会社法に基づく監査においては、財務諸表を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日（確認日）となる。これらの日付は、経営者が財務諸表を作成する責任を果たしたことを認めた日付と考えられることから、通常、経営者確認書の日付となる。</u> (省 略) 以 上 ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 37 項及び付録） — 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （修正箇所：第 36 項、A36 項、A37 項及び付録） ・ <u>本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> — <u>監査基準報告書 560「後発事象」（ 年 月 日改正）</u> (省 略) 以 上	《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査における監査報告書》 (省 略) 《⑭ 監査報告書日》(第 49 項参照) A67. 監査報告書日は、監査人がその日付までに気付き、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。監査報告書日の翌日以降の会計事象と取引に対する実務上の指針については、監査基準報告書560「後発事象」 <u>第 9 項から第16項</u> に記載されている。 なお、監査人が財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を監査報告書に付してはならないとされており、審査は、監査人が十分かつ適切な証拠を入手したかどうかを判断する一助となるため、監査報告書の日付は、関連する審査を完了した日以降とすることになる。 (省 略) A70. <u>我が国では、株主総会又は取締役会による財務諸表の最終承認が要求されているが、そのような最終承認は、監査人が財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断するために必要なものではない。また、我が国では、法令等において、認められた権限を持つ者が、関連する注記を含む財務諸表に対して責任を受け入れた日は明確には規定されていないが、監査の完了時期が想定されている。</u> <u>一般に公正妥当と認められる監査の基準においては、財務諸表の承認日は、経営者確認書において、認められた権限を持つ者が、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断し、当該財務諸表に対して責任を認めた日付をいう。</u> (省 略) 以 上 ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 37 項及び付録） — 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （修正箇所：第 36 項、A36 項、A37 項及び付録） (省 略) 以 上

以 上